金融円滑化（貸付条件の変更等）への取組みに係る対応方針

仙北信用組合

当組合は、地域に根ざした協同組織金融機関として、お客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与することを経営理念としております。お客様への円滑な金融支援は、当組合の最も重要な社会的使命の一つであり、金融円滑化終了後においても、貸付条件の変更等についてのお申込み・ご相談があった場合には、該当する他金融機関との密接な連携関係に努めると共に、状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努め可能な限りお客様のご希望に沿うよう努力してまいります。

１．中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

２．既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

３．貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

（１）当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資課に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。

（２）融資課において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。

（３）融資課において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。

（４）上記（１）～（３）の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

４．他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)、信用保証協会、住宅支援機構、地域経済活性化支援機構、事業再生ＡＤＲ、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

５．お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

６．貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化の管理の状況に関し、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（９月末・３月末）毎に、それぞれの期末より４５日以内に開示します。

以　上

ご返済がお困りになっているお客様へ

当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、別紙のとおり、貸付条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでまいります。

ご返済等に関するご相談については、下記の当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」又は担当者までお申出ください。

また、お電話にてのご相談等もご遠慮なくお申出ください。

中小企業のお客様

業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合

**住宅ローン
ご利用のお客様**

勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収などの事情により返済が困難となった場合

ご返済等に関するご相談受付窓口

設置場所	本　　店	電話 0228-32-2586
	築館支店	電話 0228-22-2376
	迫支店	電話 0220-22-3095
	栗駒支店	電話 0228-45-1517
	米山支店	電話 0220-55-4155
	中田支店	電話 0220-35-2100
受付日	当組合の営業日	
受付時間	午前９時から午後５時 ※営業日の午後４時以降のご相談につきましては、午後４時まで電話でご予約の上、ご来店下さい。	

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】

仙北信用組合　融資課　　電話０２２８―３２―３０１４

平成27年7月8日

仙 北 信 用 組 合

金融円滑化に関する取組状況について

当組合では、地域経済への貢献を経営基本方針としており、地域の活性化における「サポート集団」として地域金融の円滑化に積極的に取組んでおります。

中小企業者並びに住宅ローンをご利用していただいているお客様からの新規のお借入や貸付条件の変更に関するお申込み・相談等に対しまして、お客様のご事情や事業内容、収入など総合的に判断し、きめ細かく把握したうえで真摯に対応しております。

中小企業金融円滑化法の期限は到来しましたが、当組合の金融円滑化推進に向けた対応は従来と何ら変わりなく、お客様の状況に応じた真摯な対応に加え、コンサルティング機能の発揮として専門家派遣による中小企業者様の経営改善に繋がる支援を推進しており、今後も積極的かつ柔軟な対応に努めてまいります。

平成21年から平成27年3月までの、中小企業向け融資および住宅資金に係る貸付条件の変更等の対応状況は、別表1．2の内容となっております。

【別表1】

【 貸付条件の変更等の実施状況 】

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末	平成27年6月末	平成27年9月末	平成27年12月末	平成28年3月末	平成28年6月末	平成28年9月末	平成28年12月末	平成29年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	6,354	6,428	6,479	6,945	7,126	7,414	7,663	7,743								
うち、実行に係る貸付債権の額	4,904	4,996	5,043	5,128	5,459	5,763	5,860	6,018								
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1,080	1,080	1,080	1,307	1,307	1,307	1,316	1,357								
うち、審査中の貸付債権の額	32	14	18	170	19	0	143	24								
うち、取下げに係る貸付債権の額	338	338	338	340	341	344	344	344								

注1、平成21年12月4日以降受付分の累計となります。
注2、謝絶には、申込日より3ヵ月を経過したものの、継続的に審査中である「 みなし謝絶 」を含んでおります。

【 貸付条件の変更等の実施状況 】

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末	平成27年6月末	平成27年9月末	平成27年12月末	平成28年3月末	平成28年6月末	平成28年9月末	平成28年12月末	平成29年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	355	364	376	390	401	416	442	559								
うち、実行に係る貸付債権の数	273	280	292	301	315	331	342	354								
うち、謝絶に係る貸付債権の数	49	49	49	51	51	51	52	59								
うち、審査中の貸付債権の数	2	4	4	6	2	0	14	2								
うち、取下げに係る貸付債権の数	31	31	31	32	33	34	34	34								

注1、平成21年12月4日以降受付分の累計となります。
注2、謝絶には、申込日より3ヵ月を経過したものの、継続的に審査中である「 みなし謝絶 」を含んでおります。

【別表2】

【 貸付条件の変更等の実施状況 】

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末	平成27年6月末	平成27年9月末	平成27年12月末	平成28年3月末	平成28年6月末	平成28年9月末	平成28年12月末	平成29年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	214	214	214	214	214	220	220	241								
うち、実行に係る貸付債権の額	144	144	144	144	144	150	150	171								
うち、謝絶に係る貸付債権の額	53	53	53	53	53	53	53	53								
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0								
うち、取下げに係る貸付債権の額	17	17	17	17	17	17	17	17								

注1、平成21年12月4日以降受付分の累計となります。
注2、謝絶には、申込日より3ヵ月を経過したものの、継続的に審査中である「 みなし謝絶 」を含んでおります。

【 貸付条件の変更等の実施状況 】

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成25年6月末	平成25年9月末	平成25年12月末	平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末	平成27年6月末	平成27年9月末	平成27年12月末	平成28年3月末	平成28年6月末	平成28年9月末	平成28年12月末	平成29年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	18	18	18	18	18	19	19	21								
うち、実行に係る貸付債権の数	11	11	11	11	11	12	12	14								
うち、謝絶に係る貸付債権の数	5	5	5	5	5	5	5	5								
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0								
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2	2								

注1、平成21年12月4日以降受付分の累計となります。
注2、謝絶には、申込日より3ヵ月を経過したものの、継続的に審査中である「 みなし謝絶 」を含んでおります。